（　栗の木　）

事務所通信

2015 年 9 月号
No.123

CONTENTS

- 所長コメント
  … 会議運営力を高めよう！ P1
- 自社株評価と事業承継 P2
- 老齢基礎年金の繰上げ繰下げ P3
- 債権の消滅時効 P4
- 相続税Q＆A P5
- お知らせ　おもしろ雑学 P6
- 休日カレンダー　職員雑記 P7

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～

加藤輝守税理士事務所

〒941-0057　新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL　025-552-0678　　FAX　025-552-3824

ホームページアドレス　http：//www.katozeirishi.jp

所長コメント

会議運営力を高めよう！

会議は、「会社・個人の問題解決の縮図である」と言われます。なぜなら「組織として解決策を出し、組織を動かして問題解決をする」ことが目的であり、会社・個人の問題解決力が最も表れるのが会議だからです。

「長い」「脱線する」「独演会化する」「会議の目的が見えない」「何も決まらない」「感覚的な発言が多い」「座っているだけでお客様意識のメンバーが多い」等は、本来の目的から逸脱したダメ会議の特徴であり、このような会社は組織としての問題解決力が総じて低調です。

では、どのようなものが「良い会議」なのか。簡単に定義すると、

1. 事前にデザインされている

全員を目標に向かわせるために、会議の設計図が描かれている。事前に会議をデザインしていれば、議論の脱線・迷走防止に役立ちます。

2. 意味のある会議をする

本来の目的から逸脱し、会議すること自体を目的にしてはならない。あくまで会議は、問題解決をするための手段である。したがって、会議後のアクションが明確になっていなければ、会議をする意味がありません。

3. 時間が短い

会議自体は付加価値を生まない。人を集めて時間を割く限りは、生産性の高い会議をするべきである。そのためのタイムコントロールがなされている。

――であると、考えます。

このような会議を運営するために、主催者は以下のことに留意し、会議を運営しなければなりません。

＜会議前＞

事前に目的・議題・ゴール・進め方・準備事項等を共有化し、出席者の意識合わせを行う。とくに重要なのは、会議の目的とゴール（成果目標）を明確にすることです。

＜会議中＞

○冒頭・最後に目的を再確認し、当初の目的が達成出来ているかを必ず検証する。

○会議にもコストがかかっている以上、時間よりも中身が重要である。したがって報告事項は、ポイントを絞って結論から話させる。

○参加メンバー間で認識のズレが生じないよう、メモや記憶に頼らず、議事録を必ずとる。

＜会議後＞

決めたことは、週間管理でＰＤＣＡの運用を徹底（進捗確認）する。決めたことが実行に移されてこそ、会議が活きる。

会議を円滑にして組織の力を十分に引き出せれば、組織の問題解決力・生産性は間違いなく高まります。生産性の高い会議運営を目指しましょう！

自社株評価と事業承継

平成２７年１月から相続税の基礎控除が縮小され相続税が課税される人の増加が見込まれています。親族の方に事業承継を考えられている場合、保有する自社株も相続財産となりますので、事業承継、相続税対策の入口として、自社の株価を考えてみる必要があります。

中小企業の多くは、経営者と株主がほぼ同一であり、事業承継を考える場合には、『経営の承継』と『財産の承継』の２つの面から考えなければいけません。

①経営の承継

企業の経営者として、いかに会社の経営を絶えることなく承継させていくか、を考えることが課題になります。

②財産の承継

会社の株主として、自社株をいつ、誰に、承継させていくかを、考えることが課題になります。

財産の承継を考える場合、主な選択肢として以下のような方法があります。

承継パターン		発生する税金
親族に承継する	→	相続または贈与する際に 相続税または贈与税が発生する
従業員に承継する	→	売却する際に所得税が発生する
第三者に承継する	→	
自分の代で会社を閉じる	→	精算する際に所得税が発生する

以上の選択肢のどの場合においても自社の株価の問題が生じます。

自社の株価が高いと、株主の相続が発生した場合に、思った以上に相続税の負担が増えてしまう場合があります。

！自社株の評価が必要かチェックしてみましょう！

以下のチェックリストに一つでも該当すれば、自社株の評価を行うことをお勧めします。

□社長（もしくは会長）が会社の株の大半を保有している。

□決算書の純資産の部の合計が１億円を超えている。

□会社で保有している土地があり、その土地の含み益がある。

□ここ数年間で一度も自社株の評価を行っていない。

＜　丸　田　＞

老齢基礎年金の繰上げ繰下げ

■ 繰上げ受給

老齢基礎年金は、原則として６５歳から受けることができますが、希望すれば６０歳から６５歳になるまでの間でも繰り上げて受けることができます。しかし、繰上げ受給の請求をした時点（月単位）に応じて年金が減額され、その減額率は一生変わりません。

【繰上げ受給を請求する際の注意事項】

①特別支給の老齢厚生（退職共済）年金の定額部分の一部が支給停止されます。

②65歳になるまでは、遺族厚生（遺族共済）年金と繰上げ請求した老齢基礎年金をいっしょに受けることはできません。

③そのほか、繰上げ請求をすると、以下のことができなくなります。

・障害の程度が重くなった場合に障害基礎年金を受けること

・寡婦年金を受けること

・国民年金に任意加入すること。また、保険料を追納すること

・繰上げ請求を取り消すこと

■ 繰下げ受給

希望すれば６６歳以降から、繰下げ定期積金老齢基礎年金を受けることができます。繰下げ受給の請求をした時点（月単位）に応じて年金が増額され、その増額率は一生変わりません。

【繰下げ受給を請求する際の注意事項】

①原則として、他の年金（老齢厚生年金を除く）を受ける権利がある場合は、繰下げ請求ができません。

②振替加算は増額の対象になりません。また、繰下げ待機期間中は振替加算を受けることはできません。

③65歳到達時点に老齢基礎年金を受ける権利がある方の場合、70歳到達月（70歳の誕生日の前日の属する月）を過ぎて請求を行っても増額率は増えません。

④66歳到達日後の繰下げ待機中に、他の年金の受給権（配偶者が死亡して遺族年金が発生した場合など）を有した場合には、その時点で増額率が固定され、老齢基礎年金の請求の手続きが遅れても増額率は増えません。

⑤受給開始は、請求をした月の翌月分からとなります。ただし、70歳に到達したときや他の年金の受給権を有したとき（上記③及び④）には、その月の翌月分からとなります。

※繰下げ待機期間中は、繰下げ請求を行うか、65歳からの本来の老齢基礎年金を遡って請求するか、いつでも選択することができます。

■ 昭和１６年４月２日以降に生まれた方の繰上げ・繰下げ受給の受給率（数字は%）

		0月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
繰上げ受給	60歳	70	70.5	71	71.5	72	72.5	73	73.5	74	74.5	75	75.5
	61歳	76	76.5	77	77.5	78	78.5	79	79.5	80	80.5	81	81.5
	62歳	82	82.5	83	83.5	84	84.5	85	85.5	86	86.5	87	87.5
	63歳	88	88.5	89	89.5	90	90.5	91	91.5	92	92.5	93	93.5
	64歳	94	94.5	95	95.5	96	96.5	97	97.5	98	98.5	99	99.5
	65歳	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
繰下げ受給	66歳	108.4	109.1	109.8	110.5	111.2	111.9	112.6	113.3	114	114.7	115.4	116.1
	67歳	116.8	117.5	118.2	118.9	119.6	120.3	121	121.7	122.4	123.1	123.8	124.5
	68歳	125.2	125.9	126.6	127.3	128	128.7	129.4	130.1	130.8	131.5	132.2	132.9
	69歳	133.6	134.3	135	135.7	136.4	137.1	137.8	138.5	139.2	139.9	140.6	141.3
	70歳	142 （以降同じです）											

＜ 畑 ＞

債権の消滅時効と時効中断の方法

■消滅時効とは

債権は一定の期間を経過すると時効にかかって消滅します。時効になったら貸したお金は一円も返ってこなくなってしまいます。

これは、「請求できるのに何もしないで放っておくような、権利の上に眠るものは保護しない」という法律上の制度で、消滅時効といいます。ただし、権利を行使すれば、時効の進行をストップさせる（時効を中断させる）ことができます。時効期間が近づいてきたら、時効の中断をして債権が消滅するのを防ぐ必要があります。

■主な債権の消滅時効　～代金・借金の時効一覧～

6か月	・小切手債権	・小切手所持人の債務者（振出人・裏書人等）に対する遡求権、債務者の再遡求権
１年	・労力者、芸人の債権　・運送賃 ・旅館、料理店、飲食店、貸席、娯楽場の債権 ・短期間の動産の賃貸料 ・手形の遡求権	・大工、植木職人、俳優、プロ野球選手の賃金など ・ホテル、飲食店、映画館、野球場などの料金 ・レンタカー、レンタルビデオなどの料金 ・約束手形の所持人から裏書人に対する請求権
２年	・弁護士、公証人の債権 ・生産者、卸売商人、小売商人の代金債権 ・居職人、個人規模の製造人の債権 ・学芸、技能の教育に関する債権 ・給料債権	**・商品の売掛金など** ・理容師、鍛冶屋、建具屋、菓子屋などの代金債権 ・学校、塾、教師の授業料債権 ・給料、賞与（ただし退職金は５年）
３年	・医師、助産師、薬剤師の債権 ・工事業者の債権 ・不法行為に基づく損害賠償請求権 ・製造物責任法による損害賠償請求権 ・手形債権	**・土木建築工事の請負代金、自動車修理代金など** ・交通事故の損害賠償請求、慰謝料など ・約束手形の振出人、為替手形の引受人に対する請求権
５年	・商事債権 ・定期給付債権	・商行為により生じた債権、企業間の商取引、会社が行う貸付（借金）、クレジット債権など ・家賃、地代、ＮＨＫ受信料など
１０年	・民事債権 ・確定判決等	・個人間の売買、貸付（借金）など ・確定判決、裁判上の和解、調停など

■時効中断の方法

時効を中断させる方法は、①請求（裁判上の請求、裁判外の請求）、②差押え・仮差押え・仮処分、③債務者の承認、の３つがあります。

なお、裁判外の請求（一般的には内容証明郵便による請求）は、時効の完成を６ヶ月遅らせる効果しかありません。

具体的には、債務者から一部でも弁済してもらうか、債務承諾書や支払約束書などに署名捺印をしてもらうなど、債務者に債務の存在を承認してもらうか、または裁判手続き（支払い督促の申立て、訴訟の提起、民事調停の申立てなど）をすることが必要となります。

なお、債務者が上記の時効期間経過後に一部の債務弁済や債務を承諾した場合には時効は中断することになります。

＜　伊　藤　＞

相続税Ｑ＆Ａ

Ｑ１　相続税を申告しなければならない人とはどんな人ですか？

Ａ１　相続又は遺贈により死亡した人から財産を取得した人の課税価格の合計が基礎控除を超える場合には、その財産の取得者は課税されますので申告しなければなりません。

Ｑ２　基礎控除額は、いくらですか？

Ａ２　基礎控除額　＝　３，０００万円　＋　６００万　×　法定相続人

Ｈ２７．１．１以降の相続

※　基礎控除額　＝　５，０００万円　＋　１，０００万　×　法定相続人

Ｈ２６．１２．３１までの相続

Ｑ３　どのような財産に課税されますか？

Ａ３

１．現預金、土地、建物、有価証券、自動車、事業用資産などです。
２．その他相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産（みなし相続財産）
　例えば、死亡退職金や死亡保険金、生命保険契約の権利などです。
３．相続開始前３年以内に贈与によって取得した財産
４．生前に相続時精算課税に係る贈与によって取得した資産

Ｑ４　相続税の申告書の提出期限はいつまでですか？

Ａ４　相続開始の日の翌日から１０ヶ月以内です。

＜　池　原　＞

研　修　予　定

日　　時	研　修　内　容	場　　所	講　師	参 加 費
9月24日（木） 午後1時30分～	テルモ経営研究会 **マイナンバー制度**	加藤輝守税理士事務所 2F　セミナールーム	税理士 加藤輝守	3,000円 お客様は無料
9月24日（木） 午後6時30分～				

加藤輝守税理士事務所は、中小企業経営力強化支援法に基づく
経営革新等支援機関に認定されました！！

経営革新等支援機関から支援を受けるメリットとして…

①信用保証協会の保証料の引き下げ　②低金利での融資制度　③各種補助金制度
④商業・サービス業等投資減税制度　などが挙げられます。ぜひご活用ください。

お客様をご紹介ください

ご友人やお知り合いの方で、税務・会計でお困りの方、
企業経営について相談してみたい等々ありましたら、是非ご紹介ください。

会社の広告お手伝いします

お客様の広告チラシ等がございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

◇◆◇　雑　学　◇◆◇

遺言

遺言の方法としては、次の３つが一般的。
自筆証書遺言、秘密証書遺言、公正証書遺言。
その他急病などで通常の遺言をする期間がないときは、危篤時遺言がある。

モチベーションカレンダーより抜粋　　（担当：倉又）

■■■■　休日カレンダー　■■■■

９月（ 長月 ） Ｓｅｐｔｅｍｂｅｒ

日	月	火	水	木	金	土
		１	２	３	４	５ 畑・丸田
６	７	８	９	１０	１１	１２ 田中
１３	１４	１５	１６	１７	１８	１９ 堀田・小林
２０	２１ 敬老の日	２２ 国民の休日	２３ 秋分の日	２４ テルモ経営研究会	２５	２６
２７	２８	２９	３０			

・網掛けの日が当事務所の休日です。

（名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。）

９月の税務

９月１０日　　平成２７年８月分の源泉所得税・住民税の納付

９月３０日　　平成２７年７月決算法人　法人税等・消費税等確定申告・納付

平成２８年１月決算法人　法人税等・消費税等中間・予定申告・納付

平成２８年４月、１０月決算法人の消費税の中間申告、納付

個人事業者の消費税･地方消費税の中間申告

◇◆　職員雑記　◆◇

お盆が過ぎたころより､あっという間に涼しくなってきました。

暑さで食欲が落ちていましたが､秋が感じられる今日この頃やっと食欲も戻ってきました。

もうすぐですね…食欲の秋…楽しみにして待ってま～す。

＜　山　口　＞